

第1回 公共ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和5年11月16日（木）9:00～11:00

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）中室 牧子（座長）、杉本 純子（座長代理）、落合 孝文、川邊 健太郎、
間下 直晃

（専門委員）大橋 弘、住田 智子、田中 良弘、戸田 文雄、村上 文洋、片桐 直人

（事務局）林室長、鈴木参事官

（説明者）北神 裕 デジタル庁 省庁業務サービスグループ 参事官
城戸 格 デジタル庁 省庁業務サービスグループ 企画官
田中 聖也 総務省 自治行政局行政課長
尾崎 祐子 総務省 自治税務局企画課電子化推進室長
名倉 良雄 厚生労働省 健康・生活衛生局水道課長
渡邊 圭彦 厚生労働省 老健局介護保険計画課 課長補佐
笹子 宗一郎 厚生労働省 保険局国民健康保険課長
安中 健 厚生労働省 保険局高齢者医療課長
前田 幸宣 文部科学省 大臣官房付企画官
松田 昌幸 文部科学省 初等中等教育局参事官（高等学校担当）付参事官
補佐
渡部 剛士 文部科学省 初等中等教育局幼児教育課 課長補佐
関口 直樹 文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課 課長補佐
田島 聖一 国土交通省 総合政策局情報政策課長
杉 俊弘 警察庁 交通局交通指導課長
齊藤 克也 こども家庭庁 成育局保育政策課公定価格担当室長
松崎 裕司 環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（傍聴者）幕内 浩 一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 上席主幹
玄蕃 進吾 一般社団法人日本経済団体連合会
音羽 善樹 一般社団法人日本経済団体連合会
清田 次郎 一般社団法人全国銀行協会 委員会室 副室長
前田 航希 一般社団法人全国銀行協会 委員会室 上席調査役
伊藤 由紀 一般社団法人全国地方銀行協会 公務室 部長代理
松本 康太郎 一般社団法人全国地方銀行協会 業務部兼公務室 調査役
吉本 孝男 一般社団法人第二地方銀行協会 業務部 副部長

4. 議題：

(開会)

「地方公共団体への公金納付のデジタル化」について

(閉会)

5. 議事録：

○鈴木参事官 事務局でございます。おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、第1回「公共ワーキング・グループ」を開催いたします。お忙しいところ、御参加いただき誠にありがとうございます。

本日の会議はオンラインで開催しておりますので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言いただく際は、「手を挙げる」ボタンを押していただきますと中室座長より順番に指名させていただきます。

なお、進行時間を厳守したく存じますので、大変恐縮に存じますが、御質問につきましては要点を絞ってコンパクトをお願い申し上げます。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。公共ワーキング・グループの委員、専門委員のほか、働き方・人への投資ワーキング・グループから間下委員が御出席でございます。

それでは、以降の進行につきまして、中室座長をお願いいたしたく存じます。中室座長、よろしくをお願いいたします。

○中室座長 このたび、本ワーキング・グループの座長を務めさせていただくことになりました、慶應義塾大学の中室でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、座長代理につきましては座長が指名することになっておりますので、私からは杉本委員を座長代理として指名させていただき、御本人にも了承いただいております。杉本委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○杉本委員 よろしくをお願いいたします。

○中室座長 それでは、本日の議題「『地方公共団体への公金納付のデジタル化』について」、議論をしたいと思います。地方公共団体への公金納付については、紙媒体の納入通知により徴収され、収納も金融機関窓口での納付が前提となっており、全国共通のデジタルによる仕組みがありません。そのため、公金を納付する事業者・国民や納付を受け付ける金融機関を含めた社会全体の効率性・利便性の向上に向け、公金納付のデジタル化を進めることが喫緊の課題となっています。

本日は、全ての地方公共団体に対する公金納付のデジタル化の早期かつ確実な実現方法や様式・項目の統一化、通知から納付までの完全デジタル化などについて議論させていた

できます。今回は、デジタル庁、総務省のほかにも各種公金を所管する6省庁にも御参加いただいておりますので、各具体的公金に係る議論も併せて行えればと考えております。

また、オブザーバーとして、日本経済団体連合会様、全国銀行協会様、全国地方銀行協会様、第二地方銀行協会様にも御参加をいただいております。

委員の皆様におかれましては、これらの課題について自由闊達な御議論・御意見をいただけますよう、よろしく願いいたします。

それでは、あらかじめ提示した各論点に関する御説明について、まずはデジタル庁及び総務省から10分程度で御説明をお願いいたします。準備ができましたら、どうぞお願いいたします。

○総務省（田中行政課長） 総務省の行政課長でございます。

早速ですが、今、御覧いただいておりますのが、現在の地方公共団体の公金につきましては、各団体がキャッシュレスで決済する仕組みにつきましては整備されておりますが、ただ、現在の仕組みというのはそれぞれの団体がそれぞれ行う仕組みでありますので、入り口は一見同じように見えてもバックヤードの処理についてはまちまちであるということで、これは冒頭座長から御指摘があったとおりの問題があると認識しております。

次のページであります。そういった問題意識から、現在、地方税につきましては、統一QRコードを用いた全国統一の仕組みが導入されておまして、下の図を御覧いただきますと、まず、納付書にeL-QRを印刷して送付するということが行われておまして、5ページを御覧いただきますと、こういう納付書に、下の真ん中のところですが、eL-QRコードというものが付されまして、こういう統一的な様式をお示しして納付がされるようになっております。

戻っていただきますと、この納付書を活用しまして、地方税お支払いサイトにおけますeLTAX操作でインターネットバンキングやクレジットカードで納付する、あるいはスマホで操作をする、金融機関の窓口でeL-QRを読み込んで処理をするということが行われることによって共通納税システムにつなげていくという取組がされております。

その場合のメリットであります。御覧いただきますと、右のほうですが、このeL-QRが導入されて以降、納税者の場合にしますと、どこの団体でもeL-QRを用いて同一納付手段で納付することができるようになります。

また、例えば固定資産税ですと、一人が一団体ではなくて複数の団体などに納めることがあるわけですが、こういったものにつきましてもワンストップで複数の団体に複数の税目をまとめて納付することができるようになっております。

金融機関側にとってのメリットであります。eL-QRを用いて納付情報や入金情報がeLTAX経由で送られますので、今まで金融機関や自治体で行われておりました紙の領収書を仕分けしたり取りまとめたりする作業が要らなくなりまして、これは大幅な事務効率の向上が図られるということでもあります。

自治体のほうであります。これも電子的に納付情報や入金情報が送られますので、消

込作業が不要になるということでもあります。また、各団体がそれぞれ決済事業者さんと契約を行う必要がなくなりますので、そういう手間も省けるということでもあります。

御覧いただきますと、これは全銀協さんが我々の研究会で御発表されたときの資料を使わせていただいておりますが、現在の事務処理ですと、自治体ごと、あるいは税目ごとにそれぞれ納付書の様式が違うものですから、それを機械で仕分けができずに人手を使いながら作業をしているという、今もこのような前時代的な作業が行われておまして、こういうものが大幅に効率化されるという御発表をいただいているところであります。

元の資料のほうに戻っていただきまして、回答でございます。規制改革の実施計画における記述、要は令和6年の通常国会において所要の立法措置を講ずることを目指すということと、それから、システム改修を進めまして、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始するとされていることを踏まえまして、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用できるようにするために必要な規定の整備については自治法の改正を中心に検討を行っているということでございます。

論点2についてであります。3つありますので、それぞれ御説明させていただきますが、まず1点目で、現在の実施方針の中で書いてあることについて、具体的な取組の内容、それから実現可能性、実施時期についてというお尋ねであります。回答の(1)のところを御覧いただければと思いますが、その前にこちらの6ページの資料を御覧いただきますと、これが実施方針のポイントでありまして、真ん中よりちょっと上の段でありまして、自治体においてeLTAXを活用した納付を可能とするものについては、普通会計に属する全ての公金を対象にしようということにしております。

公営事業会計については、各団体において本当にまちまちであります。その中でも上下水道使用料については共通性がありますし、件数も多いので、これについては納付を可能にしようということになっております。

その上で、特に以下の公金については全国共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とすることを重点的に要請していこうということでありまして、いずれの団体においても相当量の取扱件数がある交付金ということで、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、それから、性質上区域外にも納付者が広く所在する公金ということについては全国共通の取扱いにしていこうということでありまして、公物占用の使用料ということで道路占用料や行政財産目的外使用料などといったものについて全国共通で実現を目指していくということにしております。

戻っていただきまして、回答であります。今、御覧いただいた実施方針を決定して以降、全国で説明会を開催したり、Q&Aの提供を行ったりしまして、既に自治体に対しては要請を行っているところでありまして、今、質疑があったり意見照会、あるいは進捗状況調査などを今後やっていきますので、そういうことで検討状況や課題を把握することになっています。こういうことを踏まえまして、関係省庁と連携してもし課題があるということであれば、必要な対応について検討を実施しまして、自治体に必要な情報提供や助言を行っ

ていくということでもあります。

それから、実現可能性ということについては、地方税については既に今年の春から取り組んでおりました、情報提供や助言を通じて自治体に準備を進めていただいた結果、予定どおり今年4月の改正時点においてほぼ全ての団体（99.4%）が対応しておりました、同じように、こういう取組をすることについては十分自治体にとってもメリットがあると考えていますので、実現は地方税と同じように十分可能であろうと考えております。

それから、遅くとも令和8年9月までとしておりますeLTAXを活用した公金収納の開始時期に合わせて取り組んでいくということについては、まさしくそのように要請をしているところでありますので、それが実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、（2）のほうでありまして、対象公金の拡大ということではありますが、この点につきましては資料の7ページでありまして、現在の自治体のシステムがどうなっているかということなのですが、これを御覧いただきますと、政令指定都市の中でもかなり大きな市の例として御覧いただければと思いますが、我々が聞き取っている結果ですと、御覧いただきますように地方税について、これも既にスタートしておりますが、ここはもう改修が終わっておりますが、それぞれ規模が小さいところはもう少しシンプルなシステムになっていると思いますけれども、それぞれの分野の業務量が多いこういう大規模な団体においては、このようにそれぞれの分野ごとに業務システムがあって、その業務システムに収納機能¹がついているということになっていますので、それぞれの収納機能²をeLTAXにつなげられるように改修をしていく必要があるということになります。また、地方税共同機構のeLTAXについても更改をする必要があり、こういう作業が必要になってまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、これは大規模な政令指定都市のイメージでありまして、中小規模の市であれば、こんなに複雑ではなくてもっとシンプルな財務会計システム一本でできるようなところも多いと思いますので、そういうところは比較的取り組みやすいだろうと思っております。

その上で、（2）のほうでありまして、今、申し上げましたように、このように各情報システムをそれぞれ改修する必要がありますので、一般的には対象となる公金が増えれば増えるほど、その対応のために必要になる経費や自治体の事務負担が増えていくということになります。また、eLTAXとの間でやり取りする情報ファイルの数が増えますので、eLTAX側のシステム負荷も高まることになります。

このため、とりわけ全国共通の取扱いとして実施していこうというものについては、どの団体においても相当量の取扱件数がある公金を対象としまして、それ以外の公金については各団体において費用対効果などを踏まえて判断できるようにすることを基本とするの

¹ 「収納機構」と発言していたが、「収納機能」の誤りのため修正

² 同上

が妥当であると考えております。

この点について、我々のほうで自治体における納入通知書の発行件数についてサンプル調査をしております。今、御覧いただいているページは8ページであります。市町村の公金についての納入通知書の発行件数がありまして、御覧いただきますと、地方税がかなりの割合を占めている中、上下水道、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の5つの公金が非常に多くなっています。それ以外の公金の割合は1%以下となっております。

例えば公営住宅というのは、今、1,895件となっておりますけれども、全国の自治体の中で公営住宅というのは、あるところもありますけれども、ないところもかなりありまして、一つもないところが123団体あります。

それから、給食費が1,369件ですけれども、これは公会計でやっているところもありますけれども、よしあしは置いておいて私会計でやっているところもありまして、そういう意味では給食費というのがないところもあります。

それから、保育所も公立としては設置されていないところも多かったりしますので、そういうこともありますのでというのが実態であるということでもあります。

それから、都道府県であります。都道府県というのはまず市町村に比べるとこういう公金の収納というのは全般的に取扱件数が少ない傾向があつて、ちょっと桁が落ちてくる感じになりますが、地方税が圧倒的に多くて、次いで公営住宅使用料、高校授業料となっております。それ以外は1%以下という状況であります。

戻っていただきまして、こういう状況を踏まえまして、先月6日に関係省庁連絡会議で決めた実施方針では、全国共通の取扱いとして納付を可能とするものについては2つのカテゴリーを用意しておりまして、いずれの団体でも相当量の取扱件数があるものとして国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の3つ、それからそれに該当しないけれども、性質上その団体の区域外にも広く納付者が所在する公金については、件数が比較的少ないとしても、納付者の利便性が大幅に向上しますので、経団連から御要望いただいております道路占用料や行政財産目的外使用料、港湾の占用料、河川法上の占用料といった公物占用の使用料についても対象にするとしているものであります。

一方、先ほど御覧いただいたとおり、上下水道使用料というのは件数が増えておりますけれども、これは実施主体が公営企業でありまして、独立採算が原則となっております。また、システム、ネットワークは普通会計と別に独自で構築されておりまして、ここは全く別の改修が必要になってまいります。

また、上下水道使用料は、恐らく皆さんもそうかと思いますが、窓口で納付される方は少数でありまして、現実、口座振替が既にかなり普及しているということもありまして、費用対効果が団体ごとに様々であると考えておりまして、これは一律ではなくて各団体で費用対効果を含めて判断していただくという類型にしております。

公営住宅使用料や高校授業料についても、先ほど申し上げましたようにそれぞれの団体

でばらつきがかなりあります。そもそもないところもありますので、費用対効果がそれぞれあるということから、それぞれの団体で費用対効果を踏まえて判断していただくものという類型にしております。

以上を踏まえますと、今、いただいておりますAやBという形につきましては、一律にこれをやりますと、各自治体に対して費用対効果を無視した対応をお願いするということになる可能性がありますので、現在の実施方針に書いております方針どおりの対応が適当であると考えてございます。

それから、(3)でありまして、義務づけの必要性ということについてであります、この点については先ほど申し上げましたとおり、地方税については今年の春から情報提供や助言を通じまして、少数の例外はありますが、ほぼ全ての団体で対応いただいておりますので、地方税以外の公金についても法令であえて義務づけを行うという特段の必要性はないと考えております。

次に、論点3でありまして、納入通知書フォーマットの統一化、あるいは納付通知から納付までの全てを電子的に対応するという点についてであります。

まず、(1)の納入通知書フォーマットの団体間の統一についてであります、資料の12ページをお願いいたします。介護保険料と上下水道のとある団体の事例を御紹介させていただきますが、御覧いただきますと、この納入通知書の中で、もちろん納入通知書ということで共通の情報もありますが、それぞれの業務で固有の情報、赤のところは、例えば普通徴収・特別徴収に関する情報というのは、介護保険料に固有の情報であります。

また、青いところを御覧いただきますと、住民税や年金収入について記載することになっておりまして、これは介護保険だけではなくて、ほかの関連するシステムに連携をさせていく必要がある部分であります。この団体は、住民税や年金収入だけになってはいますが、団体によってはこれに生活保護についての情報が入っているようなケースもあると認識しております。上下水道についても御覧いただきますと、水栓番号や使用量という欄があって、それぞれ業務の特性に応じた内容になっているということでもあります。

戻っていただきまして、この統一を図っていくということについては非常に有意義なことであると考えております。その上で、今、標準化が行われております20の基幹業務ということにつきましては、標準化法の中で標準準拠システムの利用が義務づけられておりますので、それぞれの業務の所管官庁やデジタル庁さんのほうで標準化対象事務のシステムの機能や帳票、データ等の要件について標準を定める中で、納入通知書についても帳票要件やデータ要件についても規定されておまして、納入通知書を含めましてフォーマットの統一が図られることになると認識をしております。

標準化対象業務以外の公金について、同じように統一しようとする場合には、同じようにそれぞれの所管省庁において実態を把握した上でどう統一化を図るべきかということを検討していく必要があるのだろうと考えてございます。

資料のほうにまた戻っていただきまして、11ページであります。納入通知書の電子的送

付をどう実現していくかということ、一般的な立場で課題を考えてみたときに、今申し上げたように、一つは納入通知の様式やデータを統一していくという作業が必要になってきまして、その際に課題になるのは、今申し上げた、その公金に固有の項目がありますということで、こういうものについてよく自治体において実態を把握した上でどう統一を図るべきかということを検討する必要があるということと、それから、ほかの業務で保有されている情報を参照しに行く必要があるものがありますので、そういったものについてはシステム間の連携やデータ要件の統一を図る作業が必要になってくるということでもあります。さっき申し上げましたように、標準化対象事務についてはもう進んでいると認識しておりますが、それ以外についてどうしていくかということかと思えます。

もう一つは、納入義務者に対して確実に通知をするということが課題になってくるかと思ひまして、まずは誰に対して電子的に送付すればいいかということで、保険料のような役所のほうから一方的に賦課をするタイプについては、電子的な送付を希望するかどうかという受付をする仕組みが必要となってくるだろう。

一方で、住民のほうからアクションを起こしていく必要がある申請型の使用料の類については、申請行為を行う際に電子送付を希望するかどうかということと併せて申請行為のシステムの中に組み込んでいくということで、これはまた税と違う特性があるのではないかなと考えてございます。

下のほうに手続のイメージを書いておりまして、今、申し上げたとおりであります、自治体実務への影響という面で申し上げますと、吹き出しのところではありますが、こういう電子的送付をするためには関連システムの改修が必要になってくるということと、新たな事務フローとしましては、電子送付の希望を受け付けるということと、送付方法として、やはりこれは紙も残るでしょうから、電子送付と紙の送付の希望を管理していくという事務フローが生じるということになるかと思ひます。

戻っていただきまして、2は後ほど関係部局から説明申し上げますが、(3)であります。電子的送付についての実現のスケジュール、具体的な工程についてということとありまして、この点につきましましては、関係省庁連絡会議の実施方針におきまして、納付通知については地方公共団体がフロントサービス（マイナポータルやe-Gov）を活用して電子的に送付する方法のほか、eLTAXとの連携も視野に速やかに検討するとされていることを踏まえまして、関係省庁で連携して速やかに検討する必要がある課題と認識をしております。

今、申し上げましたように、これを実現するためには、先ほど申し上げましたような取組が必要になってまいりまして、自治体のバックヤードの事務処理や情報システムに影響を与えるものでありますので、自治体の実務への影響を把握しまして、また、本人に確実に電子的に送付されることになるように事務フローを整理する必要があるのだろうと思ひます。

それから、論点4であります。うち、(2)が総務省でありますので、キャッシュレス納付について、それ以外の法的な論点であります、これは特に承知をしておられませんと

御回答させていただきます。

長くなりましたが、以上になります。よろしく申し上げます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、次は厚生労働省さんで大丈夫ですかね。お願いいたします。

○総務省 すみません、失礼します。総務省でございます。

総務省の他部局から続けて回答がございます。

あと、デジタル庁からも同じ論点について4の(1)のところの回答がございますので、続けて回答させていただければと思います。どうぞよろしくようお願いいたします。

失礼しました。

○中室座長 承知いたしました。申し訳ありません。

申し上げます。

○総務省（尾崎室長） 総務省自治税務局でございます。申し上げます。地方税を所管しております。

私どものほうにいただいている質問が、回答3というところの(2)でございます。eLTAXの次期更改について、どのようなことを行うのかという御質問をいただいております。次期更改におきましては、利便性向上に向けて一番ニーズの高い利用時間の拡大でありますとか、認証機能の見直し、それから中核部分をクラウド化して処理件数を増加するという対応を行う予定でございます。現在、仕様の検討を進めております。

それから、GビズID等の利用につきましてですが、特に大企業等の部門単位での実務にも留意しながら検討しているところでございます。

また、現在、納付方法の複数手段、例に挙げていただいているのがクレジットカード、スマートフォンアプリ、インターネットバンキング、ペイジー等ございましたが、これらは既にeLTAXで導入しておりまして、次期更改の後にも同様の納付方法は維持される予定でございます。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、次にデジタル庁さんですかね。

○デジタル庁 デジタル庁でございます。よろしくようお願いいたします。

論点4の(1)につきまして、デジタル庁から御説明させていただきます。公金収納のデジタル化に当たりましては、御指摘のとおり、納付者にとって利便性が高いユーザーインターフェースをつくっていくということは重要であると認識しております。こうした認識の中で、デジタル庁では各府省が共通して利用可能な政府共通決済基盤の構築を進めているところでございます。

それから、総務省さんにおかれましても、今日縷々御説明させていただいたとおり、関係省庁と連携してeLTAXを活用した地方公共団体の公金納付デジタル化を進めていらっしゃるかと承知しております。これを通じて住民、事業者の利便性が向上していくものと思

ます。

今後関係省庁、地方公共団体と連携しながら、納付者にとって利便性の高い公金収納のデジタル化を政府全体で進めていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、次の御説明者は厚生労働省さんです。あらかじめ提示した論点について2分程度での御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

まず、論点1でございますけれども、地方自治法や地方公営企業法を所管する観点から、先ほども御説明がございましたけれども、総務省さんにおいて令和8年9月までに地方公共団体のほうで水道料金、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を含めた公金納付にeLTAXの使用が可能となるような立法措置に向けて地方自治法の改正を中心に検討を行っておられると伺っておるところでございます。

それから、論点2でございますけれども、まず水道につきましては、水道事業者にてLTAXを活用した納付を行うような通知を出して、技術的助言を行うことはできると考えております。水道料金の徴収方法は、条例で定めている場合は条例の改正が必要となるということでございまして、個々の水道事業者で状況は異なってくると考えておりますので、期間を見込むというのは難しいと考えております。

それから、水道法では水道料金の徴収方法に関する定めはございませんので、eLTAXによる公金収納を義務づけるということの規定するのはなかなか難しいと考えております。

また、費用対効果の観点から、水道事業は実施主体が公営企業でございまして、システム、ネットワークは普通会計に属する公金とは別に独立採算の原則の下で独自に構築をしております。システムやネットワークの整備費用が必要となってくるということでございます。

また、現在、多くの水道事業者で口座振替やクレジットカード払い、スマートフォン決済等の窓口以外の多様な支払い方法が既に導入されてございまして、eLTAX収納を義務づけるということが発生する便益というのは様々であろうと考えておるところでございます。

また、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の業務につきましては標準化対象事務でございますので、業務の標準仕様書においてeLTAXを活用して公金の収納を行うことができるということ機能を要件として規定することによって全団体で対応がなされることとなりますので、法令で義務づけを行うことは不要であると考えております。

厚生労働省からは以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

大橋委員が9時40分に御退出と聞いているのですけれども、大橋先生、この時点で何かコメントやおっしゃりたいことはございますか。

○大橋専門委員 ありがとうございます。

今のところ特段ないので、ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、議事を進めさせていただきたいと思います。次は、文部科学省よりあらかじめ提示した論点について2分程度での御説明をお願いいたします。

○文部科学省（前田企画官） 文部科学省でございます。よろしくお願いいたします。

論点1でございますけれども、関係府省庁連絡会議についてということで、経済界からの要望を踏まえて連絡会議の構成員として取組に参加するべきではないかという御指摘でございます。私どもはこの関係府省庁連絡会議につきましては、文科省の所管法令におきまして、法令上公金の徴収手続に関する規定がございませんので、構成員としないこととしたということをデジタル庁さん、総務省さんから聞いてございます。

今後につきましては、構成員に関する整理を踏まえまして、それに基づいた対応を検討させていただければと思っております。

それから、論点2の貴省関係公金の立法措置についてという点と、論点3の全ての地方公共団体に対してeLTAXを活用した納付を可能とすることについてでございますけれども、回答のところでございますが、御説明がありましたように総務省さん、デジタル庁さんを中心に民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、立法措置を講ずることを目指した検討を行っていると思っております。

また、総務省さん、デジタル庁さんからの回答のとおり、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金については、いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金でございますとか、その性質上地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金を対象としているということでございますので、それ以外の公金につきまして、各地方公共団体において費用対効果などを踏まえて判断できるようにすることを基本とされていると承知しております。

この点につきまして、幼稚園使用料でございますとか、高等学校の授業料、入学料・検定料でございますけれども、取扱件数が少なく、また、納付方法も自治体によって様々でございますので、いずれも費用対効果が団体ごとに異なっておりますので、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金の対象には含まれていないと承知しております。

また、学校給食費でございますけれども、文部科学省におきましては、公会計化を促しているところでございますけれども、昨年度私どもが実施した調査におきましては、公会計化を実施している自治体が34.8%ということで、私会計である場合には地方公共団体の公金とはならないため、現時点ではいずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金には該当しないものと承知しております。

文部科学省からは以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、次は国土交通省さん、同じく2分で御説明をお願いいたします。

○国土交通省（田島課長） 国土交通省でございます。

いただいた論点1の立法措置でございますけれども、文面のほうは先ほどの総務省さんの御説明のとおりでございますけれども、地方自治法の改正が中心になるという理解を書いてございます。私ども国交省の所管する法律の中で、今回のデジタル納付のために法改正が必要となるというものはないと考えてございます。

論点2に参ります。全国的に共通の取扱いということでのeLTAXの活用ということでございますが、こちらにつきましても総務省さんから御説明があったとおりでございますが、10月の実施方針に沿ってやっていきたいということでございます。道路占用料をはじめとしまして、公物占有に伴う使用料等の公金につきましては、全国的に共通の取扱いということでeLTAXの活用に向けて重点的な要請を行うという方針に沿って取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方で、住宅使用料、また、下水道料金につきましては、地方公共団体に費用対効果を伴わない対応を求めることにもなりかねないということで、各団体の御判断に委ねる部分というのが必要であろうと考えてございます。

それから、(2)の地方公共団体の義務づけにつきましても、先ほどの総務省さんからの御説明と同じで義務づける必要はないと考えてございますけれども、いずれにしましても、私どもとして必要な周知、助言等があれば、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

国交省は以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、次は警察庁さん、お願いします。

○警察庁（杉課長） 警察庁交通指導課長の杉でございます。

公金納付のデジタル化の全体像につきましては、先ほど総務省さんからお話があったとおりでありますけれども、私からは放置違反金納付のデジタル化について御説明を申し上げます。

前提としまして、放置違反金でありますけれども、放置駐車違反について、運転者の責任を追究することができない場合に車両の使用者に対して都道府県公安委員会が納付を命じるというものであります。

続きまして、論点ごとの回答について御説明いたします。まず、論点1であります。放置違反金納付に係る立法措置ということについてであります。放置違反金の収納事務につきましては、道路交通法において私人委託の規定が設けられておりますが、令和5年通常国会で地方自治法の一部改正に伴い、道路交通法の当該規定を削ることとしたところであります。

改正法が施行となる令和6年4月1日以降は、放置違反金の収納事務に関する道路交通法上の特別の規定は設けられておりませんので、デジタル化の検討に当たっては立法措置は要しないと考えております。

次に、論点２（１）のeLTAXを活用した納付に関して、都道府県警察に重点的に要請するなどの取組の可否、実現時期等についてであります。公金収納事務の効率化等の取組が政府で進められているところでありますが、これまでも放置違反金納付に関して同様の取組を推進するよう都道府県警察を指導してきたところでありまして、御指摘のeLTAXを活用した納付についてもこうした取組と趣旨を同じくするものと考えております。

他方で、仮にeLTAXを活用した放置違反金納付を可能とする場合には、各都道府県警察で整備しているシステムの改修が必要であり、これに係る予算措置の状況等は都道府県警察によって異なるため、全ての都道府県警察における実施時期を一概にお答えするということは困難であります。

次に、論点２（２）のeLTAXによる公金納付の義務づけを法令で規定すること等についてであります。放置駐車違反取締りが都道府県の自治事務であることに配慮する必要があるところでありまして、また、第３回共通課題対策ワーキング・グループでの総務省提出資料に具体的な義務づけの根拠を検討することが必要であるという記載がありますことを踏まえ、義務づけの根拠を個別の法律等に設けることの適否等を含めた検討が必要になりますことから、義務づけに係る規定を整備する時期によらず、慎重な検討が必要であると考えております。

説明は以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、こども家庭庁さん、お願いします。

○こども家庭庁（齊藤室長） こども家庭庁でございます。

まず、１点目の論点１の連絡会議の構成員としての参加についてでございますが、これにつきましては、現在は構成員ではない旨をお示ししておりますけれども、事務局の構成員に関する整理をしていただきまして、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

それから、所管法令についての措置でございますが、弊庁の所管法令におきましては、認定こども園利用料及び保育園の保育料の徴収方法についての規定はないため、特段の法令上の措置は要しないと考えているところでございます。

実施の時期についてでございますが、保育料の納付方法というのは各地方自治体によってかなり異なっておりまして、複数の方法も併用していると聞いております。eLTAXを活用した公金収納を実施するに当たりましては、団体によって必要となる対応が様々であるということから、現時点におきましての見通しを回答するのが困難でございまして、費用対効果の観点等からも団体ごとに十分な検討が必要なのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○中室座長 どうもありがとうございます。

では、環境省さん、お願いします。

○環境省（松崎課長） 環境省です。

それでは、資料7で御回答いたします。まず、論点1についての回答1でございますが、ごみ処理券につきましては、例えば粗大ごみ回収の際にあらかじめ納付した手数料を証するものとして粗大ごみに添付するシールといったものがございます。このような手数料の徴収につきましては、環境省で所管する廃棄物処理法などにおいて規定されたものではなく、地方自治法に基づき制定される条例により徴収される公金となりますことから、地方公共団体への公金のデジタル化の検討に当たりましては、廃棄物処理法等における立法措置を要しないものと承知しております。

また、ごみ処理券につきましては、今年10月の関係省庁連絡会議で取りまとめられました実施方針において全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金の対象とはされておりませんし、また、今回の総務省さんの回答においても同様の考えだと受け止めておりますが、今後の総務省さん等における検討状況に応じまして、地方公共団体の周知等、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、論点2についての回答でございます。まず、(1)につきましては、先ほど御説明したとおり、地方自治法に基づく条例で徴収される公金であるということがございます。これも念頭に置きながら、今後の総務省さん等の検討状況に応じまして周知、助言等の必要な対応を行っていきたいと考えております。

(2)でございます。これも先ほどの回答1で申し上げたとおり、廃棄物処理法における立法措置を要しないと承知しております。例えば粗大ごみの処理に関しましては、手数料を徴収している自治体さんが65%程度ございますが、その徴収方法は、ごみ処理券を貼りつける、もしくは直接持込みなど、各自治体によって様々でございます。このような事情を踏まえて対応する必要があると考えておりますが、利便性の向上につきましては重要であると考えておりまして、今後の総務省さん等の検討の状況に応じまして、必要な周知、助言等の対応を行っていきたいと考えております。

御説明は以上です。

○中室座長 各省庁の皆様、御説明をどうもありがとうございました。

それでは、ただいまの各省庁からの御説明について、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

まず、片桐委員からお願いたします。

○片桐専門委員 大阪大学の片桐でございます。総務省をはじめ、各省庁の皆さん、大変詳細な御説明をありがとうございました。

幾つかあるのですけれども、まず手始めに、全体の話をつけた印象を基に少し要望をお伝えしたいと思います。各省庁の所管されている公金、所管されているのかどうかよく分かりませんが、例えば学校の授業料等の公金について、現時点でeLTAX活用の方向性の時期を示すことは難しいという御回答が多かったかと思うのです。

他方で、その理由はというのと、システム改修のタイミングだとか、費用がまちまちで

あるという御説明だったかと思います。そのことはもつともで、今の更改時期に合わせて活用するということが難しいというのはよく分かるのですが、他方で、今後、その関連するシステムを改修する際にeLTAXを使えるように改修していただく必要があるのではないかと思います。つまり、システム改修自体はeLTAXと関係なく進んでいくわけですね。そのたびにeLTAXの接続を要件に入れない運用をされてしまうと、いつまでたってもこれは実現しないということになりますので、ぜひそういうシステムを常に状況に合わせるように御判断いただくよう促していただけないかというのが要望でございます。

まずは私からは以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、数人お聞きしてからお聞きしたいと思いますので、村上委員、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。御説明ありがとうございます。

私からは総務省さんに1点質問と、今日、オブザーバーで参加していただいている全銀協さんに1点質問したいと思います。

まず、総務省さんにですけれども、資料1-1の論点3の(3)で課題は認識していて、早急に検討するというお話をいただきましたので、こちらについて、総務省さんが主導されると思うのですけれども、どんな体制で検討して、どんなスケジュールでいつ頃までに結論を得るのか、いつ頃までに実現する見込みなのかが分かったら、教えていただければと思います。

それと、全銀協さんについては、本日、参考資料7で過去の投資等ワーキングで御紹介いただいた銀行内部の紙の膨大な処理について、今日の資料でも御提示いただいていますけれども、総務省をはじめQRコードなどを活用した一連の取組によって銀行の内部処理がどの程度軽減されているのか、残されている課題は何かについて、全銀協さんにお伺いしたいと思います。

私からは以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

私から総務省様に3点質問があるのですけれども、今日御説明いただいた各部署の御説明の中に、徴収方法がばらばらになっていてシステム化が費用対効果がなくてできないというお話がかなりあったのですけれども、これは個々の費目ごとに地方自治の本旨に照らしてばらばらであるということが妥当であるかどうかというのは検証されているのでしょうかというのがまず第1点でございます。

それから、デジタル化によって生産性を上げて国民の利便性を高めるという趣旨からすると、eLTAXの一定の効果はあると思うのですけれども、それだけでは十分ではないのではないかなという感じはいたします。国の縦割り制度に基づいて個々の自治体の部門が個別に収滞納業務を重複した形でやっているケースもございますし、国民からしても、例えば

公金の減額要件の情報が行政内で共有化されていないがために申請手続が必要であったり、出頭が必要であったり、あるいは徴収誤りがそれによって起きていたりといったことが各地で起きていますので、こういったところを改善するためにもっとデジタル活用をできるのではないかなと思うのですけれども、そういった全体最適化の観点での検討は行われているのでしょうかというのが2点目でございます。

それから3点目は自治税務局様への質問なのですけれども、次期システムに関してなのですが、現状のシステムで処理件数が増えると、自治体へのデータ送信が正常に行われなかったり、遅延が生じているといったものがかなりの頻度で出ているわけなのですけれども、そういったことの原因特定がちゃんと行われていて、次期のシステムでそれを改善できるということが検証されているのかというのが3点目の質問でございます。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

私も今の戸田委員とよく似た質問を持ちまして、費用対効果が低いという話が今日何回も出てきたのですけれども、これは1回限りのワンショットではなくて、ずっと続いていく支払いもあるのに、どういう根拠で費用対効果が低いとおっしゃったのか、ちょっとその点は御説明いただく必要があるのではないかなと思いました。

では、住田委員までお聞きして、その後、関係者から御回答いただきたいと思います。住田委員、お願いします。

○住田専門委員 ありがとうございます。皆様、御丁寧な説明をありがとうございました。

今日のお話をお伺いしてまして、今回、eLTAXをどんどんつないでいくみたいな話になってくると、システムをつなぐというだけの話ではなくて、御説明の中にもありましたとおり、バックヤードのほうの事務処理をより円滑にするということもしっかりやっていたかなくてはいけないのかなと思っております。

その上で、今日、何回かお話の中に出ておりました、紙で来るものというか、別の支払いで来るものとのステータスの管理みたいなところのお話があったのですけれども、その点について、別々に管理しているものとの管理がしっかりできるように何かしらeLTAXからデータを抜き出しやすくそれが連携できるような形になっているのかどうかということと、先ほど皆様から何回か御質問があったと思うのですけれども、いろいろなシステムとのつなぎみたいな話があると思うのですが、つなぎたいというシステムがいろいろ出てきたときに、eLTAX側の対応みたいなものというのは、リソース的にとか、今、こういう口を設けているので簡単にできますみたいな辺りはどのような工夫をされているのかということをお伺いしたいなと思いました。

○中室座長 ありがとうございます。

では、一旦ここまで切って各省庁から御回答をお願いしたいと思います。まずは総務省さんからお願いいたします。

○総務省（田中行政課長） 御質問ありがとうございます。

まず、費用対効果の観点からの御質問を幾つかいただきまして、関連システム改修の際にeLTAX対応を促していく必要があるのではないかということについては、もちろんそれぞれの役所の判断もあるかと思いますが、一般論としては我々はそのとおりであると思っております。

逆に言うと、システム改修のタイミングでないときにやるとなると、コストがかさみますので、そのタイミングというのはeLTAXに対応していくための、一般論としていいタイミングなのではないかと考えてございます。

それから、同じく費用対効果という観点から、費用対効果が低いという判断の根拠ということで、それぞれの所管のお立場だと思います。我々総務省のほうで所管しておりますのは、行政財産目的外使用料であります。これは全国统一で行うものということなので重点的に要請していくものでありますので、これは費用対効果が十分あるのではないかなと考えているものでございます。

それから、村上委員から納入通知についてのお話が出ましたけれども、これは先ほど御回答申し上げましたように、デジタル庁さんと総務省並びに関係府省で取り組んでいくところでございます。政府全体としてはデジタル庁さんのほうで音頭取りをして取組を進めていくものと認識しておりますが、先ほど御回答申し上げましたように、実施していくに当たって幾つか解決していく課題がある。標準化されているものと標準化されていないものにおいて、それぞれこんな課題があるとか、あるいは本人に対して確実に届けるための仕組みが必要だという課題については申し上げたところでございまして、現時点でいつということとはなかなか、我々の立場で申し上げますとそういうことを言える段階ではないのかなと考えてございます。

以上です。

○中室座長 戸田委員の質問については。

○総務省(尾崎室長) eLTAXについて御質問いただいた点について、住田委員と戸田委員からの御質問にお答えいたします。

eLTAX側なのですけれども、確かに今年春からこのeL-QRの稼働を始めましたところ、夕方から夜間にかけてデータの送られてくる容量が急激に増えたために、データの処理能力が急激に低下するという事態もありまして、やや不安定な動きをシステムがした局面がございました。

そうしたときに、現状のシステムでは定期的なメンテナンスのほかに緊急的なメンテナンスを入れて対応してきているのですけれども、次期更改においては、今、オンプレなのですが、中核部分をクラウド化いたしまして、処理能力を格段に上げる予定にしております。また、クラウド化しますので、処理能力をできるだけ柔軟に動かすことができるのではないかと考えております。

それから、住田委員からいただいた口数等々についてなのですけれども、確かにこれだけ公金があると、全部一個一個対応していくとお互いに改修コストがかかってまいります

ので、ある程度の公金をまとめた口数で情報流通させていく、口数をまとめていくという工夫で効率的な改修が可能になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○住田専門委員 今、既にAPIなどを公開されているということではなくて、今後、それをつくっていくという感じで動かれているのでしょうか。

○総務省（尾崎室長） 追加の御質問でございましたでしょうか。すみません、聞こえませんでした。

○住田専門委員 すみません、今、既に何かAPIみたいなことが準備されているものではなくて、今後、各納付しなければいけないものごとにAPIが切られていくということを考えていらっしゃるということでしょうか。

○総務省（尾崎室長） すみません、先生がおっしゃられているAPIが何を指しているのかというのがあるので、標準仕様書みたいなものを想定されておられるようでしたら、そうではない対応になると思います。

以上でございます。

○住田専門委員 標準仕様書ではなくて、今は何を御用意されようと思っているということなのかがちょっと分からなかったのですけれども、納付金の種類ごとに何かしらこういうやり取りができますよねというものを示していかれるということでは合っていますか。

○総務省（尾崎室長） イメージはそうでした、既に関係省庁連絡会議でeLTAXと接続した際に必要となる改修の要点はお示ししております。流通させる際にQRコードに格納させる情報等々も含めて規格を決めておりますので、それに沿って進めていただければ、それほど戸惑わずに改修ができるのではないかと考えております。

すみません、お答えになっているかどうかちょっと不安ですが、以上でございます。

○住田専門委員 では、納付金ごとに何かがあるというわけではなくて、今もう示されているもので皆さんそれぞれこれに合わせてくださいねという形を取られているという認識で合っていますか。すみません、私が分かっていないだけなので、ただの御質問です。

○総務省（尾崎室長） 恐らく各省庁さんは、システム改修の具体的な詳細のところまではまだ進んでおられないと思います。その前の段階の公金の範囲のところだと思っておりますが、eLTAX対応になるとしたらどのような改修が必要になるのかというイメージを持っていただくためのポイントというのはお示しをしているところです。

○住田専門委員 なるほど。

あともう一点、質問に回答いただいていないところで言うと、逆に納付の情報はeLTAXのほうに送るというのはあると思うのですけれども、今どういう状況なのかというのをeLTAXのほうから各システムのほうに送る口というのもあると思っていて大丈夫でしょうか。

○総務省（尾崎室長） おっしゃるとおりです。地方税に限ってですけれども、地方税から各地方公共団体、全都道府県、全市町村に送る口がございます。

○住田専門委員 ありがとうございます。

○中室座長 では、村上委員の質問に対して全銀協さん、よろしいですか。

○全国銀行協会委員会（前田上席調査役） 全国銀行協会の前田と申します。ありがとうございます。

村上委員からの御質問を2点いただきました。QR納付によってどの程度効率化するのかということと、どの辺りに課題を感じているかという2点をいただいたと認識しております。

本日の参考資料7の28ページをお示しいただくことは可能でございますか。

○中室座長 事務局さん、大丈夫そうでしょうか。鈴木さん、お願いします。

○事務局 かしこまりました。

○中室座長 事務局のほうで対応いたしますので、その間、お話しいただいて結構です。

○全国銀行協会委員会（前田上席調査役） ありがとうございます。参考資料7の28ページをお示しいただければと思いますが、こちらの全銀協の回答から使わせていただきますけれども、右下にありますとおりこれは地銀協さんの資料ということでございまして、大変恐縮でございますが拝借をさせていただきます。

左側に金融機関の主な事務処理フローということでございますが、まずQR納付が一部の税目で始まっておりますけれども、始まったことでどの辺りが効率化したのかということに関しましては、2パターンございまして、左側のフローのうちの赤枠で囲まさせていただいている2つの部分が、もし納付者がお手元のスマートフォンでQR納付をされれば当然ながら銀行を経由しないということになりますのが、今、既に一部の税目で効率化の効果として得られている部分でございます。

一方で、納付者の方がお手元のスマートフォンで読み取らなくて金融機関の窓口を持ち込まれた場合ということですと、主に2つ目の赤枠の部分の上から2段目、機械や手作業で仕分け、その下の納税済通知書を送付の辺りの部分が事務処理として不要になりますので、効率化しているということでございます。

定量的な数字というのは業界として持ち合わせていないため、概念的な御回答で大変恐縮でございますが、納付者がお手元のスマートフォンで納付した場合、それから金融機関の窓口にお持ち込みになった場合ということで、2種類の効率化効果があるということを申し上げさせていただきました。

続きまして、今後に向けてどの辺りに課題を感じているかということについて2点御回答させていただきます。

1点目は、本日の御議論もございましたけれども、足元でQR納付がスタートしておりますのは一部の地方税目に限っておりますので、その他の税目や本日御議論の対象になっている公金の辺りの部分についてQR納付が広まっていくということが課題だと思っております。当然ながら収納機関側の対応や各種の論点があるということは本日伺ったところでございますけれども、できるところからということかと思いますが、私どもとしてはより広く、より早期にQRコードが付されることを期待しているというのが1点目でございます。

もう一点課題として感じておりますのは、せっかくQRを付しても、納付者さんがQR納付ができるということを御認識されなければ、あまり今までと社会は変わらないといえますか、金融機関の窓口にお持ち込みになって、場合によっては長い時間お待たせしてしまったりするという事は変わらないということでございますので、納付者の方々にも、QRを付した暁にはQR納付ができるのだよということを広く知っていただくということが課題の2つ目かなと思っております。

私どもからの回答は以上でございます。

○中室座長 どうもありがとうございます。

では、ちょっと順番を変えて田中委員からお願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。私からは1点質問と、2点コメントというか、お願いをさせていただきたいと思っております。

まず一つは、総務省様から頂いた資料の4ページにあるところについてなのですが、先ほど来お話しいただいているところなのですが、ちょっとよく分からなかったので教えていただきたいのですが、対象範囲に全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金の対象範囲としないものについては、各地方公共団体の御判断によってeLTAXを使用した納付を可能とするかどうかを今後検討していくと伺ったと思うのですが、これは各地方公共団体様のほうでやるのだとなったら、eLTAX側ではもう既に準備ができていて、いつでもこちらは対応できますよという状態なのか、それともそこからさらにもう一步協議などをして進めていかなければいけないという状態なのかというのを確認の意味で教えていただきたいと思っております。

あと2点はコメントなのですが、一つは先ほど費用対効果の話があったのですが、これはこれまでの規制改革推進会議の議論の中でずっと指摘されてきて、なかなかかみ合っていないところなのですが、費用対効果の話をする際には、行政の削減できるコストと行政のシステム改修等にかかる費用の費用対効果ではなく、利用者も含めた社会全体のコストとその改修にかかる費用の費用対効果というのを御検討いただきたいということで、決して行政側で削減できるコストだけを念頭に費用対効果というのを検討するのはやめていただきたいというのはずとお願ひしていることですので、引き続きお願いしたいと思っております。

最後に、納入通知の電子納付のお話をいただいている、資料では希望者を確認して電子の通知を可能とするという記載がたしか11ページにあったと思うのですが、デジタルファーストの考え方を貫徹するには、紙がベースで、希望する人には電子でというのではなしに電子を基本にする。もちろん電子で受け付ける体制がない方もいらっしゃいますので紙が残る部分は仕方ないと思うのですが、デジタルファーストという考え方はこういった一つ一つの検討の中でも希望する人にだけ送るというのではなしに、基本が電子なのだという考え方で統一させていただきたいと思っております。

以上です。

○中室座長 田中委員、ありがとうございました。田中委員は10時半に御退室ということなので、今の田中委員の質問について、総務省さんからまずは御回答をお願いいたします。

○総務省（田中行政課長） 御質問ありがとうございます。横長の資料の6ページをお願いします。

まず、御指摘いただいた1点目ではありますが、全国共通以外のものの取扱いではありますが、結論から申し上げますと、全国以外のものについても普通会計に属する全ての公金についてはeLTAX対応はしようということにしております。色を塗ったところでありまして、eLTAX対応以外についても普通会計に属する全ての公金、公営事業会計のうち上下水道については自治体が手を挙げれば、eLTAX側の準備が整っているという体制に令和8年9月までの改修を目指すということでございます。これが回答でございます。

その上で、費用対効果についても言及がありまして、行政だけではなくて社会全体の効用を考えるべきということについてはごもっともだと思っております。今、御覧いただいているページで御覧いただきますと、例えば全国共通の取扱いという観点、相当量の取扱件数があるというだけではなくて、住民目線、事業者目線で区域外にも納付者が広く所在する交付金についても全国共通の取扱いとしているのはまさしくその観点でありまして、そういうこれまでの議論を踏まえてこういう方法にしているということでございますし、全国共通の取扱い以外についても恐らくは関係省庁さんも含めて同じ考えで取り組んでいくことになるのだろうと考えております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

田中委員、今の御回答でよろしかったですか。

○田中専門委員 ありがとうございます。

今、お答えいただいた考え方、特に費用対効果の考え方に基づいて、ほかの関係省庁の皆様も、そういう考え方で進めていただければと思います。

以上です。

○中室座長 私もその点は改めてお願いしたいなと思います。先ほど来費用対効果が低いという話が出てくるのですけれども、今の田中委員の御発言からすると、総務省さん以外の各省庁さんがおっしゃった費用対効果が低いという話はきちんとした算出根拠もないし、毎年行われていく作業であるということを考えると、国民の利便性については全く考慮されていない「費用対効果が低い」だと思えるのですね。これはちょっと変ではないかなと思うので、その点は改めて私からもお願いしたいと思います。

戸田委員、お願いします。

○戸田専門委員 今のお話で、費用対効果を検討する際には制度の簡素化も含めてトータルの御検討をいただければと思います。

それから、次期システムに関してなのですけれども、地方自治体に出ている通知を見ますと、現在の性能に起因すると考えられる現象の原因が特定できていないと見受けられま

す。特に先週起きたものについてはまだ全く原因が分からないという状況で、こういったものが要はクラウド化することで解決する問題なのかどうかという検証が行われているかどうかというのが質問の趣旨でございましたので、そういった検証が行われているのか、あるいはその検証をできる体制が現在の機構さんにあるのかどうかといったところをお答えいただければと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、片桐委員、お願いします。

○片桐専門委員 まだ御質問なさっていない委員がほかにもいらっしゃると思いますので、そちらを先にさせていただきますか。

○中室座長 片桐先生、大丈夫です。時間はありますので、お願いします。

○片桐専門委員 そうしたら、デジタル庁さんにお聞きしたいのですけれども、eLTAXと政府共通決済基盤との関係はどうなっているのかということを少しレクチャーいただけないでしょうか。

○中室座長 ありがとうございます。

では、杉本委員、お願いします。

○杉本委員 ありがとうございます。私からは1点、総務省さんに質問させていただきたいと思います。

先ほど全銀協さんからの要望の2点目だったかと思うのですけれども、QRコードを納付書に掲載しても、結局QRコードの利用をしない人がある程度いると、これまでの負担があまり変わらないというお話をされていたかと思いますが、QRコード決済についてそれを普及させるような取組ですとか、具体的に何か考えておられること、これから取り組まれることなどで何か考えておられることがありましたら、教えていただければと思います。

○中室座長 ありがとうございます。

では、川邊委員、お願いします。

○川邊委員 総務省さんに質問2つとコメント1つなのですけれども、まず一つは地方税で法令の強制がなくとも統一のQRコードをほぼ全ての自治体に導入できたときの情報提供の仕方と助言の方法というのがどういうものであったのか、今回の公金納付も同じような形でできそうなのかどうかというのはぜひ自信のほどをお聞かせいただきたいなというのと、もう一つは、資料6の経団連要望の19ページに4つの要望があるわけなのですけれども、このうち対応が不可能なものはどれかということと、理由を教えていただければなと思っています。

最後にコメントとして1点、納入通知のデジタル化の前工程として必要な公金に関する業務フローの整理・標準化に必要なロードマップがないということでしたけれども、これは大変大がかりなプロジェクトになるはずですので、ぜひロードマップを示してマイルストーンを切っていくべきかなと。そういう工程を踏まない限り、私もいっぱいシステムを

つくってきましたけれども、なかなかこういうものは難しいかなと思っているので、そのロードマップをぜひ示していただければなというコメントです。

○中室座長 ありがとうございます。私もこれはすごく重要なことだと思います。地方公共団体に任せておきますということであれば、未来永劫やれないのではないかなと思うので、やはりロードマップを示すことはとても重要だなと思います。

落合委員、お願いします。

○落合委員 私は各省に細かいところを聞こうと思っていたので、一旦切っていただけるといいかなと思います。

○中室座長 分かりました。どうもありがとうございます。

では、杉本委員、戸田委員、川邊委員の質問について、総務省さんからまずお願いします。

○総務省（田中行政課長） 杉本委員から、QRコードを利用しない人がいるということについての対応についてお尋ねをいただきました。QRコードについては、QRコードを活用して地方税のeLTAX操作による納付、あるいはアプリ払いをするケースは当然金融機関さんの負担も軽くなるわけなのですが、金融機関の窓口で納付するケースでもQRコードの読み込みをすれば、事務処理が大幅に軽減されるはずであります。QRコードの利用をしないというケースで考えるとすれば、例えばコンビニ払いをあえて選択するというケースがあるのかなと思いますが、最終的には利用者さんの判断になってきてしまいますが、御指摘の点はしっかり受け止めさせていただいて、周知をするなりしっかり対応していく必要があるなと受け止めました。

以上です。

○杉本委員 ありがとうございます。

今後、eLTAXの利用などでデジタル化が展開していく際にも、同じようにそれを利用するように促すような方策など、普及の方法を検討していく必要があるのかなと思いましたが、御質問させていただきました。ありがとうございます。

○中室座長 総務省さん、川邊委員と戸田委員の質問についてはいかがですか。

○総務省（尾崎室長） 自治税務局から地方税のことでいただいたeLTAXの不具合が起きたときの原因究明等についてですけれども、緊急的な対応を行った後に、eLTAXを運用しているのは総務省でなく地方税共同機構だという前提の知識をお話するのを忘れておりましたが、地方税共同機構のほうで原因究明を必ず行っております。その後に、地方公共団体に原因をお伝えすることにし、さらに全国説明会等でも丁寧に御説明されておられると承知しております。

しかし、戸田委員から御指摘いただいた点は大変重要だと思っております。我々もインシデントが起きますと特別の対応をしておりますので、重く受け止めて今後も地方税共同機構と指導してまいりたいと思っております。

それから、川邊委員から質問いただいた、どのような情報提供をしたのかということな

のですが、これは割ときめ細かくやっております、基幹税務システムの改修と同時にどのような帳票が適切かという納付書の帳票の様式等の審査を金融機関においてしてもらってくださいといった進捗管理もしております。それが終わった後には、今度はeLTAXの連動試験という期間に入りまして、その連動期間はおよそ3か月はございましたけれども、その連動期間に連動試験をやったか、やっていないか、いつやる予定なのかまできめ細かく見ております。その後にとっと運用準備に入っていけるわけですが、その運用準備段階についても数週間単位でかなり細かく進捗管理をして、99.4%ということになっております。

以上でございます。

○川邊委員 もう一問質問させていただいていたのですけれども。

○総務省（田中行政課長） 今のお話に補足で、地方税については今のような形で99%を超えるような実施率になっているわけですが、地方税以外の公金についても同じような取組をしていくということと、それから基本的に自治体の現場も公金収納事務を効率化するという点については実際ニーズがあると実感しています。というのは、今、指定金融機関の取扱手数料が大分上がってきてまして、自治体の現場も困っているという状況がありますので、自治体の現場でもこれはニーズがある話だと思いますので、しっかり手順を追っていけば理解されるはずでありますし、逆にできないというところがあれば、それは単にやりたくないからではなくて、何か課題があってできないのだと思いますので、そこを丁寧に潰していくということが必要なのだらうと思います。

それから、川邊委員から御指摘があった経団連の要望の、もし違っていればおっしゃっていただければと思いますが、19ページの特に道路占用料、行政財産使用料は全国一律の展開であるため、時期を逃さず早期の対応をお願いしたいという点につきましては、道路占用料、行政財産使用料は全国的な取扱いを実現するものでありますので、これは当然そのつもりで取り組んでまいるといふことでもあります。

それから、予約受付については、現時点のeLTAXのシステムでは確に対処ができていないと思います。今回の改修のスタートの時点にこれを間に合わせるのはなかなか難しいかと思っておりますので、これは今後の課題ということで受け止めさせていただきたいと思っております。

それから、最後の書面納付とデジタル利用の双方を選択できるようにしていただきたいというのは、書面納付のニーズというのは引き続きあると考えておりますので、これは双方を選択できるようになるものと考えております。

以上です。

○川邊委員 質問2は私がした質問に対する回答という認識で合っております。ありがとうございました。

あと、質問1に関しても丁寧な御回答をありがとうございます。そういった形でやればできたという実例があるということは大変心強いなと思っておりますし、もし今回、法律で強制するというルールによらない場合はぜひ同様のやり方で総務省さんが絶大なリーダーシップを発揮して、同じく99%やり切っていただければなと思っておりました。

○中室座長 ありがとうございます。

では、落合委員、お願いいたします。

○落合委員 ありがとうございます。

まず、5つ御回答いただいていたものがあつたと思いますので、それぞれ見ていきたいと思ひます。

文部科学省様ですけれども、まず、検討自体に参加するかどうかという点が重要な点かなと思ひておまして、検討に参加していないと特に対応もできないというお答えにつながりやすいというのも今回のやり取りの中でちょっと分かつてきたところかなと思ひておりますので、ぜひ検討の中に参加していただくとともに検討していただきたいというのが一つ。

また、学校で、文部科学省さんだけに限らずなのですけれども、特に個別の項目で回答していただいているものを全部潰し切っていくのは無理だとは思ひますけれども、ただ、各省との関係でそれぞれもともと質問をお送りしているものについては全般的にできる限りデジタル化を進めていっていただきたい、適切な対応を進めていっていただきたいというところでやっていますが、具体的などころも示して議論をしないと議論ができないと思ひますので、それぞれサンプルをもって質問してまいります、特にそれだけに限らず、全体的にぜひ見直していただきたいということではあります。

まずは文部科学省様は参加していただくことというのと、あともう一つ、学校給食費について公会計化を実施している自治体が34.8%というお話がありまして、私会計である場合には地方公共団体の公金とはならないので、特に取組というところにつながっていくところではあると思ひますけれども、これはほかの省庁さんの回答の中にもありますが、結果としてこれが法令で定められているかどうかというのはもちろん行政の業務の中に入っているかという意味で重要ではあるのですけれども、そこに規定されていないとしても、結局行政が民間との関係でお金を徴収していくというプロセスについてできる限りデジタル化をしていくということによって、行政事務もそうですし、民間の利便性向上というのもしっかり図るとするのが大事ではないかと思ひますので、そもそも公会計であるか私会計であるかということ自体で区切るということは適當ではないと思ひますのでいかがでしょうか。

次に、こども家庭庁様向けですけれども、こども家庭庁様も先ほどの文部科学省様と同じ理由でぜひ検討に参加していただきたいと思ひます。

また、回答2の中でeLTAXを活用した納付について、必要な規定の整備について検討をしているものと承知している。弊省の所管法令においては認定こども園利用料及び保育園保育料の徴収方法についての規定はないので、特段の法令上の措置を要しないと書いていただいておりますけれども、法令の規定が今あるかないかということではなく、これが標準化するために必要であれば、むしろ義務づけの部分も含めて定めていくためにどうすればいいのかということでもありますので、法令がある・ないというのは関係ないと思ひますが、

いかがでしょうかということです。

厚生労働省様についてなのですが、水道法について、徴収方法について定めがないのでeLTAXによる義務づけを規定することは困難であるというのは先ほどのこども家庭庁様にコメントさせていただいたものと同様だと思っております。徴収方法について規定がないからできないというのは今回の議論の方向とは違うのではないかと思っております。

一方で、厚生労働省様のほうでおっしゃっていただいた中で、例えば機能要件として規定することによって全団体で対応されることになるため、法令で義務づけをすることは不要であると回答していただいた部分もあって、このように処理ができるような場合、つまり実効性が確保できれば法令に定めるということが唯一の解ではないと思いますので、こういうものはそういう形で進めていただけるといいのかなという気はいたします。

続いて、国土交通省様についてであります。土地賃貸料について、所管の法令に基づくものではないとお答えいただいておりますが、これについては国土交通省の所管されている何らかの事務との関係で実際に業務としては発生していて、何らか行政側において決定できるような状況はないのでしょうか。全く関係ないというのであれば、国土交通省様がということはあると思うのですけれども、事実上関係しているということであれば、決めること自体は行政側でできるのではないかと思います。

また、もう一つ、住宅使用料や下水道使用料について独自のシステムやネットワークが構築されていて、いろいろ大きく異なっているということではありますけれども、実際、これはむしろ民間で対応される方がいろいろいるようなものであれば、独自ネットワークを温存しておいたほうが、それを直すのが大変だからという話にも聞こえるのですけれども、むしろその部分で大変複雑ないろいろな問題が生じているようにも見受けられるので、これは逆なのではないかと思いました。

長くなって恐縮ですけれども、警察庁様の回答で、放置違反金収納を法令上義務づける点については都道府県の自治事務であるということもありますが、もちろん自治事務の内容自体に踏み込むというものではないとは思っているのですけれども、むしろもともと議論していた手続や様式みたいなところはある程度共通化していくということは社会的にもプラスになるのであって、自治事務の最終的な何をどういうふう to 実施していただくかというのはあくまで自治体の方々に行っていただくべきだとは思っているのですけれども、手続面についてはできる限り標準化をしていただくということが重要なのではないかと思っております。

あともう一点、システム改修に関する予算措置について、実現時期について一概にお答えすることは困難ということではあります。それ自体は分かりますが、ぜひ働きかけについてはお願いしたいと思います。

最後に環境省様ですけれども、手数料の徴収に関して、廃棄物処理法等の法令において定めているものではなくというので、条例に基づいて徴収されている公金であるからということではありますが、先ほど幾つかこども家庭庁様だったりコメントさせていただきま

したが、むしろ書いていないからというよりは適切に標準化されるように取組を進めていただくのが必要ではないかと考えております。

すみません、長くなりましたが、それぞれ一旦コメントさせていただきました。

○中室座長 ありがとうございます。

では、今の落合委員の御質問について各省さんから回答いただきたいと思います。まず、総務省さんからいかがでしょうか。

○総務省（田中行政課長） 総務省の名指しは今の御質問になかったと思いますが、強いて申し上げれば、国土交通省さんに御質問があった土地賃貸料の話については私どもからお答えしたほうがよろしいかと思います。土地賃貸料というのは行政財産や普通財産という自治体財産の貸付料ということでありまして、国土交通省に限らずこれはあるかと思えます。

これにつきましては、自治体の現場では財務会計システムという一般的な一番幅広い財務会計のシステムで収納管理が行われているケースでありますので、これは私どものほうでしっかりと自治体においてeLTAXが活用されるようにするという取組を総務省として行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

それから、落合委員からリクエストがあったシステム改修の時期というのはまちまちだと思うけれども、それについての働きかけというのをしっかりやってほしいというお話があったのですけれども、ここは何かコメントがございますか。

○総務省（田中行政課長） 分かりました。大変失礼しました。

システム改修のそれぞれの時期において適切にeLTAX対応の働きかけをしていくということについては、既に申し上げましたけれども、これは当然やっていくべき必要がある話だと思っております。

よろしいでしょうか。

○中室座長 時期の把握だったり、どういう方法でやるかということとはもう既に検討が行われているという理解でよろしいですか。

○総務省（田中行政課長） これから我々は自治体のeLTAX対応の進捗状況管理をしていくことになると思います。その中で、課題として恐らくすぐにできないというところはシステム改修の時期を挙げてくると思いますので、そういうものが挙がってきたときにこれをフォローしていくということになろうかと思います。

○中室座長 ありがとうございます。

では、国交省さんは今の総務省さんのほうで回答が済んだということなので、文科省さん、いかがでしょうか。

○文部科学省（前田企画官） 文部科学省でございます。

今、落合委員から御質問のあった1点目でございますけれども、関係府省庁連絡会議の

参加ということでございます。私どもの現状は、回答させていただいておりますように、構成員の整理上入ってはおりませんけれども、今後、そういった構成員の整理がなされれば当然参加させていただきたいと思っておりますし、もとよりデジタル化について、教育関係についても推進していく立場でございますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、給食費についてお尋ねがございましたけれども、公会計か私会計かという区切りではなくという御指摘でございました。そのとおりでございますけれども、今、こちらでお示しておりますのは公会計化を実施した主体の数を御紹介させていただいておりますので、その上で公金がどうかという前提でまずは私会計が多いですよということを御紹介させていただいているものでございます。ですので、給食に限らず、例えば高校の入学料・授業料につきましては、今は口座振替やペイジー対応など、自治体ごとにまちまちでございます。そういうことをもって費用対効果ということについては先ほど田中委員から御指摘があった、行政側のコストだけではなくて利用者のコストも含めて考えるべきだということがございましたし、片桐委員からは今後、eLTAXを使えるような自治体にそういった改修をすべきということを促すこともあるのではないかと御指摘がございましたので、私どもも関係省庁と連携しながら、そういった自治体にeLTAXを導入していただけるような取組を促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。その点はぜひ私からもお願ひしたいと思ひます。

御承知のとおりと思ひますけれども、教員勤務実態調査の中で教員が非常に負担に感じているものの中に、学納金だったり給食費の回収という話があるのですね。一方で、こういう業務については教員は全くやりがいを感じないとも答えていて、業務量が多くてやりがいを感じないという話は一刻も早くデジタル化をするなりして教員の負担削減に資さなければならぬ話ではないかなと思ひます。この点は文科省さんもずっと取り組んでおられる話なので、この話をうまく利用して教員の負担削減につなげていくということが大事だと思うので、この規制改革会議についてどう回答するかという問題よりも、この問題をどう解決していくのかという観点から、ぜひいろいろな御提案を文科省さんからもいただきたいと考えております。

では、次は警察庁さん、お願ひします。

○警察庁（杉課長） 警察庁でございます。

落合委員から2点、1つ目は放置違反金に関する事務が自治事務であるということを考慮すべきという私どもの発言に関しましてコメントをいただきまして、手続面においていろいろ共通化も図っていくことが必要だろうというお話で、その点は必要なのだろう、プラスになるだろうという話だったのですけれども、我々も同じように考えておまして、そうしたことを通じて利便性の向上を図っていくことは大切なことだと思っております。

それから2点目は、働きかけについてももしっかりすべきだろうというお話もありまして、その点もそのとおりでありまして、公金収納事務の効率化に資する取組というのを今後進めていく必要があると思っております、これまでもそうしたことについて指導しておりますけれども、今般、いろいろお話が出ておりますeLTAXもそうしたことに資するものだと考えておるところでありまして、そうしたことも含めまして公金事務、とりわけ私どもで言えば放置違反金事務の効率化に資する取組というものについてしっかりと都道府県警察³を指導して促していくということに取り組んでいくということを考えておるところであります。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、最後に環境省さん、お願いします。

○環境省（松崎課長） 環境省です。

落合委員の御質問についてですけれども、私どものほうで回答したところの（2）に書いておりますとおり、利便性向上の点が重要であるという認識はしております。法令とは関係なくという御指摘だったかと思いますが、地方公共団体さんがeLTAXを活用することによってどのようなことが実際に可能なのか、ごみ処理券に関していろいろな方法が様々ある中で、自治体さんが使いたいという場合に使えるような形にすることが可能かということも含めて、総務省さんとも詳細については確認させていただいた上で、それが活用可能ということであれば、この回答にも書かせていただいておりますけれども、その周知等についても検討していきたいと思っております。

いずれにしても、総務省さんとよく内容を確認させていただきながら対応していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○中室座長 ありがとうございます。

落合委員、これで全部回収できましたか。

○落合委員 こども家庭庁さんと厚労省さんと国交省の下水道使用料のところの1点ですね。

○中室座長 すみません、では、こ家庭庁さんからお願いします。

○こども家庭庁（齊藤室長） 1点目の構成員の参加につきましては、必要ということであればこども家庭庁も参加をさせていただきたいと思っておりますが、参加する省庁と参加しない省庁の違いといいますか、公金を持っている全ての省庁が参加するのか、あるいは特定の省庁の特定というのはどういう省庁が参加することになっているのかという整理上の問題を事務局で整理をしていただければということで、先ほどその整理を踏まえ必要に応じて対応させていただくと発言させていただいた次第です。

³ 「都道府県警察等」と発言していたが、都道府県警察以外に対象はいないため修正

もう一点、特段の法令上の措置は要しないとお答えをしてしまいましたが、これは論点2といえますか、質問の中で立法措置の概要に対する今後の方針についてということで、弊庁の法令の関係で何か改正をする必要があるのかと聞かれたと思ったものですから、特段の法令上の措置とお答えをしてしまいましたが、それ以外の部分で協力できる部分があれば、もちろん検討していきたいと思っております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

厚生労働省さん、いかがでしょうか。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

水道法についての御指摘がございました。私どもはeLTAXを活用した納付を行っていくように促していくことはできると考えておりますので、そういった対応を取っていきたいと考えております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

国交省さん、最後にいかがですか。

○国土交通省（田島課長） 国交省でございます。御指摘ありがとうございます。

独自のシステム、ネットワークが構築されているということでございますけれども、10月の実施方針につきましては、こういった事情があるということで全国的に共通にはしないというわけでございますけれども、いずれにしてもeLTAXを全ての公金で使えるようにするというところでございますので、そういった中で先ほど総務省さんからもありましたような自治体さんの御判断の余地というのを残しておいたほうがいだろうとは考えてございますけれども、将来的に例えばこういったものをそのまま維持するのか、あるいは更改のときにまた違う形にするのかといった論点はあるだろうと思っておりますので、そういったことも含めて関係省庁さんともお話をしながら検討してまいりたいと思っております。

○中室座長 ありがとうございます。

落合さん、これで大丈夫ですか。

○落合委員 一応一旦大丈夫なのですけれども、最後に今のを踏まえて総務省さんに質問してもよろしいでしょうか。

○中室座長 もちろんどうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

各省庁から御説明いただいて、その中で厚労省さんは義務づけのところも検討していただきたいというのはありましたが、全般的におおむね前向きに検討していただいております。幾つか出てきた中で総務省さんにも御質問したいところとしては、eLTAXで対応するサービスというのを費用対効果の観点から限定しているというところもあるわけではあります。必ずしも地方自治法の改正の中で限定されたサービスだけにeLTAXを使えるようにしているのか、それともいろいろな手挙げをしてきてもらった場合に利用できるよ

うな形になっているのかどうか、この点についてお伺いしたい。

あともう一点が、先ほど子ども家庭庁様から公金を扱っている省庁等の全体なのかどうかという話があったように思っております。今回は文部科学省様と子ども家庭庁様に参加してくださいという議論をさせていただきましたが、そのほかの省庁との関係でどうなのかというのを、私としてはできる限り公金全般についてちゃんとデジタル化していくということが重要だと思いますので、取扱いをされている省庁であればすべからく入れていただくのがいいのではないかと思います。この点をどう考えられているでしょうかというところです。

以上です。

○中室座長 総務省さん、お願いします。

○総務省（田中行政課長） eLTAXを限定とおっしゃいましたけれども、今回の御説明で申し上げましたのが全国共通の取扱いということで、要は全自治体に実施をお願いするものは確かに公金の数としては限定的かもしれませんが、それでも普通会計ベースでも9割ですのでかなり広いと思っておりますが、数は少ないように見えるかもしれませんが、全国共通以外のものについてはかなりオープンな仕組みになっていると御説明を申し上げます。普通会計に属する全ての公金についてeLTAX側の対応ができるようになっておりますので、限定的だとは認識をしていないということでございます。

公営事業会計のほうについては上下水道になっておりますが、公営事業会計は相当ばらばらでありますので、ここはなかなか団体側、あるいはeLTAX側のシステム改修の都合を考えますと、上下水道にというふうにしていくのが現実的かなと思っております。

それから、関係省庁連絡会議のメンバーにつきましては、デジタル庁さんを中心に選定をしておりますので、デジタルさんと共に整理をしていくということになろうかと思います。

○中室座長 デジタル庁から手が挙がっているみたいですが、デジタル庁のほうでコメントはございますか。

○デジタル庁 デジタル庁でございます。

今、総務省さんからもお話がありましたけれども、関係省庁連絡会議の構成員につきましては、公金に関する法令を所管している省庁には御参加いただくということにしておりますので、子ども家庭庁さん、あるいは必要に応じて文部科学省さんにぜひ議論に参加していただきたいと思っておりますので、前向きに検討していきたいと思っております。

それから、併せて大変恐縮ですが、先ほど片桐委員からeLTAXと政府共通決済基盤の関係の御質問をいただきましたが、回答させていただいてよろしいでしょうか。

○中室座長 お願いします。

○デジタル庁 基本的な考え方としては、eLTAXは地方公共団体、それから政府共通決済基盤は中央省庁といいますか、各府省を対象にしたものという考え方であります。ぱっと見、国民の方からすると同じようなものではないかというお話もあろうかと思っておりますけれども、フロントの部分はおっしゃるとおりだと思いますけれども、その先のバックヤードに入っ

たところ、地方公共団体ですと、地方公共団体が指定する各金融機関への納付になります。他方で、国の行政機関の場合は日銀、あるいは政府関係の会計システムとつなぐということで、バックヤードの部分が異なりますので、こういった分け方になってくるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、間下委員、御質問をお願いします。

○間下委員 ありがとうございます。質問というかコメントになるかもしれませんが、間下でございます。

各省の方々から御説明いただいている、デジタル化のところは本当に国民の利便性に資するということで皆さん取り組んでいただいていると思いますので、ぜひ各省の9割から9割5分を実現するための時間軸の目標を、これは地方自治の関係で難しいというのはそのとおりでと思うのですが、各省で目標を定めることによって動いていくことが多くあると思いますので、ある程度努力目標としてもその日付を定めるといったことを各項目ごとに出していただけないかなと思っていますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○中室座長 ありがとうございます。先ほど川邊委員からもロードマップという話がありましたが、この話はすごく大事だと思いますね。

落合委員、よろしいですか。

○落合委員 先ほど総務省様から回答いただいた点を踏まえてのコメントですが、一つeLTAxの対応範囲ということで、団体等の場合については上下水道にというのがありまして、議論の順序としては分かるころはございます。一方で、団体側でやられている業務で国民生活に影響を与えているものも多いかと思ひますし、今後、その範囲を拡張していくということも含めて検討していただくというのが、少し先の話になるかもしれませんが、そこも重要ではないかと思ひました。

もう一点が、会議への参加省庁についてですけれども、公金の所管法令を持たれている省庁はということでおっしゃられていたのですけれども、ただ、今回入っていただいているということで、そういう方向性をデジタル庁さんからもお話しいただきましたが、ほかに漏れているところがないかどうかというところはぜひ改めて総務省、デジタル庁様のほうで洗い直しをしていただきたいと思いますと思ひしております。

もちろんそれぞれ分かれてということはあると思ひますけれども、この会議の参加というのに限らず、例えば納税通知の電子送付だったりということも含めてそれぞれ検討していただくところもあると思ひますけれども、必要な形でちゃんと統合して議論がされるように総務省とデジタル庁でしっかり握って進めていただきたいと思いますと思ひます。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

片桐委員、お願いいたします。

○片桐専門委員 先ほどデジタル庁さんから政府共通決済基盤の御回答をありがとうございました。

お話というか建前はよく分かるのですが、政府共通決済基盤の説明を見ると、地方公共団体もそこに乗れるかのような説明がなされている印象もあるところなのです。何が申し上げたいかという、今回、eLTAXに関して言えば、地方税収納システムをその他公金に開放するというやり方をしてきた。他方で、国についてはe-Taxを開放するというやり方を取るのではなくて、政府共通決済基盤という別のシステムを立てようとしている。この辺がちぐはぐに見えて仕方がないのです。この辺の統一的な方針や考え方をお示しいただきたいです。

○中室座長 デジタル庁さん、お願いします。

○デジタル庁 デジタル庁でございます。

なかなか難しいところを伺います。繰り返しになってしまいますけれども、まず、国と地方でバックヤードの部分が大きく違うということでございます。裏の仕組みが大きく違うので、やはりそこら辺は少し機能としても分けながら考える必要があるかなという感じです。

e-Taxはちょっと私も十分に存じ上げませんが、恐らくまた裏の仕組みなどが異なって、そこら辺はいろいろ状況などを国税庁からお話を聞きながら、将来的なアーキテクチャーをどうしていくかというのは考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○片桐専門委員 繰り返しになりますけれども、裏のバックヤードの仕組みが違うからフロントのシステムを変えるとということが許されるのであれば、eLTAXだってそういうふうにも考えることも可能だったはずなのですね。この話はそのバックヤードの仕組みがフロントサイドから見て複雑で国民の利便性が低いから、フロントをある程度統一的にやりましょうという話なのではないのですか。

そう考えると、将来的にどうしていくのかという大きな絵柄というのはある程度共有されたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○デジタル庁 総務省さんとまた検討してまいりたいと思います。

○片桐専門委員 ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。今の話はとても重要なので、検討していただいたほうがいいかなと思います。

ほかに御意見はありますか。オブザーバーで来ていただいている経団連さん、大丈夫ですか。

○一般社団法人日本経済団体連合会（幕内主幹） ありがとうございます。経団連の幕内でございます。本日、いろいろと貴重なお話を聞かせていただきました。

経団連は、公金納付の電子化につきましては、道路占用料や行政財産使用料などを対象にさせていただきたいということで申し上げてまいりまして、ここに来て省庁の皆様の取組によりまして道筋がついたかなと思っております。ぜひこの方向でと考えております。

我々からいたしますと、やはり全国一律でというところと早期にというところが非常に重要でございますので、100%を目指せる状況にあるというお話もございましたので、その方向で進めていきたいということと、あとは令和8年9月に遅くてもということでございますので、そこのところで遅れないようにということに改めてお願いをしたいと思います。

ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

全銀協さんも大丈夫ですかね。

○全国銀行協会委員会（前田上席調査役） 全銀協の前田でございます。総じて前向きに御検討を進めてくださって、大変感謝しております。ありがとうございます。

以上です。

○中室座長 どうもありがとうございます。

では、時間も参りましたので、このあたりで今日の議論を締めたいと思うのですけれども、最後に私から2つだけ、繰り返しになって大変恐縮ですが、お願いをしておきたいと思えます。

一つは、川邊委員、間下委員からありましたロードマップの件です。こちらをお示しいただけるように、ぜひ総務省さんに改めてお願いを申し上げます。

2つ目に、費用対効果の件です。今日、費用対効果ということを理由に、あたかも検討しないかのような御回答が各省に散見されましたけれども、システム改修にかかる費用のほうは明らかだと思えますね。便益のほうは、実は推計するのがかなり難しく、1年限りではないものもかなりたくさんありますし、割合という話がありましたけれども、割合は小さいかもしれないけれども件数は多いというものも多分かなりあるのではないかなと思えます。ですので、仮に各自治体や所管官庁の費用対効果という観点から検討しないというのであれば、その費用対効果の根拠はきちんと出していただく必要があるのかなと思えます。

3つ目に公金の所管官庁の話で、誰が協議会に入った・入らないのかという話がありましたが、こちらは文科省さんもご家庁さんも入っていただけるように前向きに御検討をお願いしたいと思います。

では、本日、議論で十分な御回答をいただけなかった点や改めて回答をお願いしたいという点については、委員の皆さんから事務局に改めて御意見をお寄せいただければと思います。また、各省庁におかれましては、本日の議論を踏まえての御対応をお願いしたいと思っております。

今後、しっかりとこの件はフォローアップしていく必要があると思っておりますし、中間的な取りまとめや答申に必要な事項を盛り込んでいきたいと思えますので、その点は事務局のほうにぜひよろしくお願いたします。

では、本日はこちらで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

